



武生基署発1024第1号
令和5年10月24日

福井県労働基準協会南越支部 殿

武生労働基準監督署長



災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃は、労働基準行政の推進に、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内においては、南越前町を中心として、昨年の大雨被害に係る災害復旧工事が多く行われており、このような災害復旧工事においては、崩落等による地盤の緩みや落石が生じたりするほか、狭隘な場所での作業など、通常の建設工事と比べて危険度の高い場所での施工が余儀なくされている状況となっております。

そのため当署では、関係者に対して災害復旧工事における労働災害防止を強く呼び掛けてきたところですが、本年8月に林道の災害復旧関連工事において、使用していた車両系建設機械とともに転落し、運転していた労働者が死亡する労働災害が発生したものです。

このような車両系建設機械による作業においては、重篤な労働災害につながることから、作業場所の状況に応じた作業計画や、転落のおそれのある箇所での誘導員の配置などが労働安全衛生規則で規定されているところです。

このほか、使用していた車両積載型小型移動式クレーンが転倒する事故及び高所作業車が転落するなど車両に関係した事故も発生しており、工事現場における車両等による労働災害の防止の徹底が強く求められております。

このような状況を受け本年10月18日及び20日に、福井県丹南土木事務所及び福井県丹南農林総合事務所並びに南越前町に対して、災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底に係る周知、啓発について、要請を行ったところです。

つきましては、当該資料及び災害復旧工事に係る再防止対策等に係る資料を会員事業場に対し、再度配布いただくとともに、同対策の徹底について周知いただきますようお願いいたします。

要請資料

https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/newpage_00767.html

二次元コード

